

白井市第3次 環境基本計画

良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち



和歌山県 2022



令和4(2022)年4月

白井市

「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」 を目指して



白井市は、平成24(2012)年度に「白井市第2次環境基本計画」を策定し、令和3(2021)年度までの10年間にわたり、市民、市民団体、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的として、環境施策に取り組んでまいりました。

近年の環境政策を取り巻く状況については、前計画策定以降、国内外で大きく変化しており、平成27(2015)年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発目標(SDGs)」が国際目標として掲げられ、同年にフランス(パリ)で行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、「パリ協定」が採択され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の枠組を強化することが必要とされています。

このような世界的な動向を踏まえて、国は、令和2(2020)年に2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを宣言しました。

こうした環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、「白井市第3次環境基本計画」では、計画の着実な推進につなげるため、新たに環境の将来像として「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」を設定し、対象範囲を5つの環境分野(自然環境・地球環境・生活環境・資源循環・環境保全)として、脱炭素社会の実現やSDGsの目標等、新たな課題に取り組んでまいります。

また、本計画に包含した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や「地域気候変動適応計画」、市役所が取り組む「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を併せて策定し、白井市として地球温暖化対策に取り組み、将来的なカーボンニュートラルを目指すため、令和4(2022)年2月にゼロカーボンシティの実現に向けてチャレンジすることを表明しました。

2050年の脱炭素社会の実現に向けては、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって「オール白井」で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、御尽力をいただきました白井市環境審議会委員の皆様、そして市民・事業者・子ども向けアンケート調査や環境団体等ヒアリング、地区意見交換会、パブリックコメント等を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆さまに心より感謝と御礼を申し上げます。

令和4(2022)年3月

白井市長 **筈井 喜久雄**

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 「白井市第3次環境基本計画」策定の背景	1
2. 計画の目的.....	5
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の対象範囲	6
5. 計画期間	6
第2章 白井市の概況	7
第3章 白井市の環境の将来像	13
1. 基本理念	13
2. 環境の将来像.....	14
3. 基本目標	15
4. 施策展開の体系	16
第4章 将来像を実現するための取組	18
基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち	18
基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち.....	24
基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち	31
基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち	36
基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち	40
第5章 推進体制・進行管理	45
1. 推進体制	45
2. 進行管理	46
第6章 資料編.....	47
1. 関連例規等.....	47
2. 白井市第3次環境基本計画の策定について(答申)	51
3. 策定の経緯.....	53
4. 温室効果ガス削減目標の設定方法.....	62
5. アンケート結果	66
6. 用語集	172

第1章 計画の基本的な考え方

1. 「白井市第3次環境基本計画」策定の背景

(1) はじめに

白井市は、平成8（1996）年に環境都市を宣言しており、その後、環境の保全についての基本理念を定めた白井市環境基本条例を平成12（2000）年に制定しています。環境基本条例に基づき、平成24（2012）年に白井市第2次環境基本計画（以下、前計画）を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

環境都市宣言

自然を愛し調和とうるおいのあるまちづくりをめざし

私たちは、美しい自然に囲まれ、うるおいとやすらぎのあるまちに住みたいと願う。

白井市は、千葉ニュータウンの開発等により、首都近郊の住宅都市として急激に発展してきました。

一方では、生活様式の変化に伴い、大気汚染、水質汚濁、ゴミの増大など日常生活に起因する環境問題も深刻となっています。

今後、地球環境を一人ひとりが責任をもって保全していくために「市民」・「事業者」・「行政」が、一体となって地域での活動をすることが求められています。

本市の豊かな自然・良好な環境を貴重な財産として、未来に引き継いでいく重要性を認識しなければなりません。

このため、白井市民の総意として、自然を愛し調和とうるおいのあるまちづくりをめざし、ここに「環境都市」を宣言します。

平成8年10月6日

(2) 世界の環境政策を取り巻く状況

前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成27（2015）年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。SDGsは、社会、経済、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17の目標（図 1.1参照）とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向として、平成27（2015）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21*）では、令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組である「パリ協定*」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°C未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス*排出削減の枠組を強化することが必要とされています。

また、欧州では、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に当たり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー※1」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。



出典：国際連合広報センター HP

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）17のゴールのロゴ

※1 グリーンリカバリー：新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つ。

(3) 国・千葉県の環境政策を取り巻く状況

このような世界的な動向を踏まえ、国では、平成30（2018）年4月に「第五次環境基本計画*」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏*」、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現が掲げられました。また、令和2（2020）年に、国として令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが菅前総理大臣により宣言され、地球温暖化対策推進法*が改正されています。さらに、令和3（2021）年10月には「地球温暖化対策計画」が策定され、令和12（2030）年度（平成25（2013）年度比46%削減）の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、地方公共団体には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を義務づけられています（白井市を含む中核市未満は努力義務）。このほかにも、気候変動適応法*の制定や生物多様性国家戦略*の見直しが行われています。



出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

図 1.2 「第五次環境基本計画」における“地域循環共生圏”の考え方

千葉県においては、平成31（2019）年3月に「第三次千葉県環境基本計画」を策定し、「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現を掲げ、5つの基本目標「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会*の構築」、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」を達成するための取組を進めています。また、平成28（2016）年に「千葉県地球温暖化対策実行計画 ～CO2CO2（コツコツ）スマートプラン～」を策定し、令和12（2030）年度（平成25（2013）年度比22%削減）の千葉県全体の排出量の目標を設定し、目標達成に向けた取組を進めています。さらに、令和3（2021）年2月には、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言し、「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進することとしています。

このように、環境政策を取り巻く社会動向は日々変化しており、これらの変化を取り込んだ新たな対応が求められています。

(4) これまでの環境基本計画における振り返り

前計画では、5つの望ましい環境像「豊かな自然を生かし、大切にすまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にすまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践すまち」、「地球環境の保全に貢献すまち」を掲げ、実現するための施策に取り組んできました。

これまでの主な取組とその評価を以下に整理しました。

望ましい環境像1 豊かな自然を生かし、大切にすまち

主な取組	市内の多様な自然環境の保全を行うとともに、人と自然とのふれあいを進め、自然との共生を図ってきました。
評価	森林面積や市内の公園・緑地の数が計画で掲げた目標を達成するなど、みどりに関する取組の成果が表れています。一方で、農地面積の減少や農業従事者の高齢化等の農業に関する課題への対応や特定外来生物の増加に対応していく必要があります。

望ましい環境像2 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

主な取組	大気や水質の保全に取り組むとともに、魅力ある景観の形成など快適な生活環境づくりを推進してきました。
評価	大気環境の環境基準*を概ね達成しており、水質についても一部の河川を除き環境基準を達成しています。野焼きや悪臭等の苦情件数は年による増減が大きいいため、今後も引き続き、市民の声を聞きながら取組を進めることが重要です。

望ましい環境像3 限られた資源・エネルギーを大切にすまち

主な取組	ごみ減量やエネルギーの有効活用を推進し、環境への負荷の少ない社会の構築に努めてきました。
評価	市内の再生可能エネルギー*設備容量は目標には届かなかったものの、計画当初から増加しています。地球温暖化対策のため、今後も再生可能エネルギーの導入を促進することが重要です。ひとり一日当たりの家庭ごみ排出量は横ばいに推移しており、また、一般廃棄物*の資源化率も減少傾向にあるため、ごみの減量や資源化の取組の強化が必要です。

望ましい環境像4 環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践すまち

主な取組	環境学習や環境関連イベントを実施し、市民・市民団体・事業者・市の協働による環境保全活動を推進してきました。
評価	市内の環境関係活動団体は計画当初より増加しており、市の環境関連イベント・講座の参加・受講者数も目標を達成するなどの成果が見られます。

望ましい環境像5 地球環境の保全に貢献すまち

主な取組	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及等の地球温暖化対策を推進してきました。
評価	市有施設でのエネルギー使用の効率化は進んでいるものの、市有施設の増築等の影響により市の事務事業による温室効果ガスは増加しており、より一層の温室効果ガス削減の対策が必要です。

2. 計画の目的

前計画の計画期間が令和3（2021）年度で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）^{※2}」及び「地域気候変動適応計画^{※3}」を包含した「白井市第3次環境基本計画」（以下、本計画）を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものです。同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

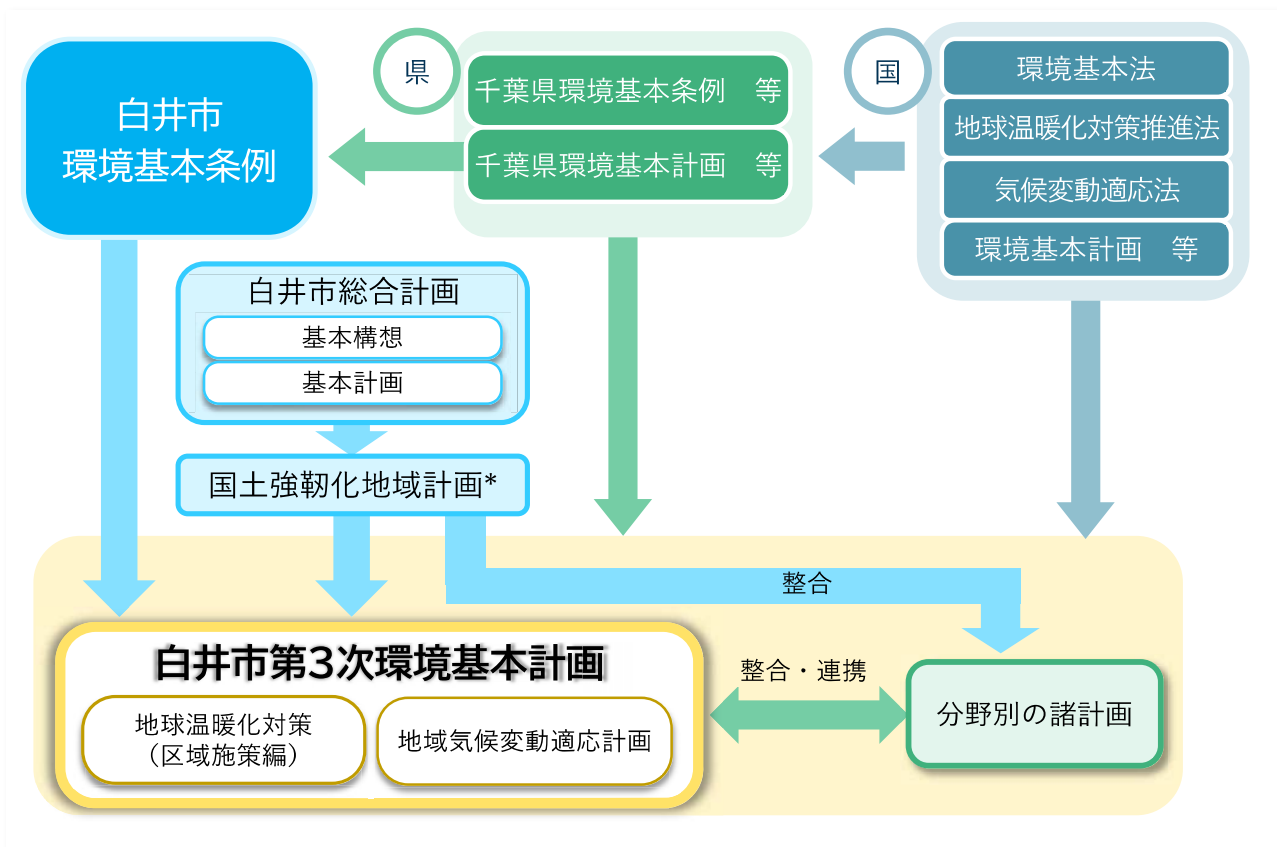


図 1.3 本計画の位置づけ

※2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。
 ※3 地域気候変動適応計画：都道府県や市町村等が主体となって、その区域における社会的、経済的、自然的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指します。

4. 計画の対象範囲

本計画では、5つの環境分野（「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」、「資源循環」、「環境保全」）を対象範囲とします。

表 1.1 計画の対象となる環境分野と主な要素

環境分野	主な要素
自然環境	生物多様性*、外来生物、谷津、緑地、水辺、農地 等
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動*の影響への適応 等
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質、美化、景観、歴史的・文化的遺産 等
資源循環	ごみ減量、資源循環 等
環境保全	環境教育、環境学習、市民・環境団体のネットワーク、環境ビジネス* 等

5. 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度末までの9年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に応じて、次期（第6次）白井市総合計画の策定時期を目安に、計画期間の途中で必要な見直しを実施します。



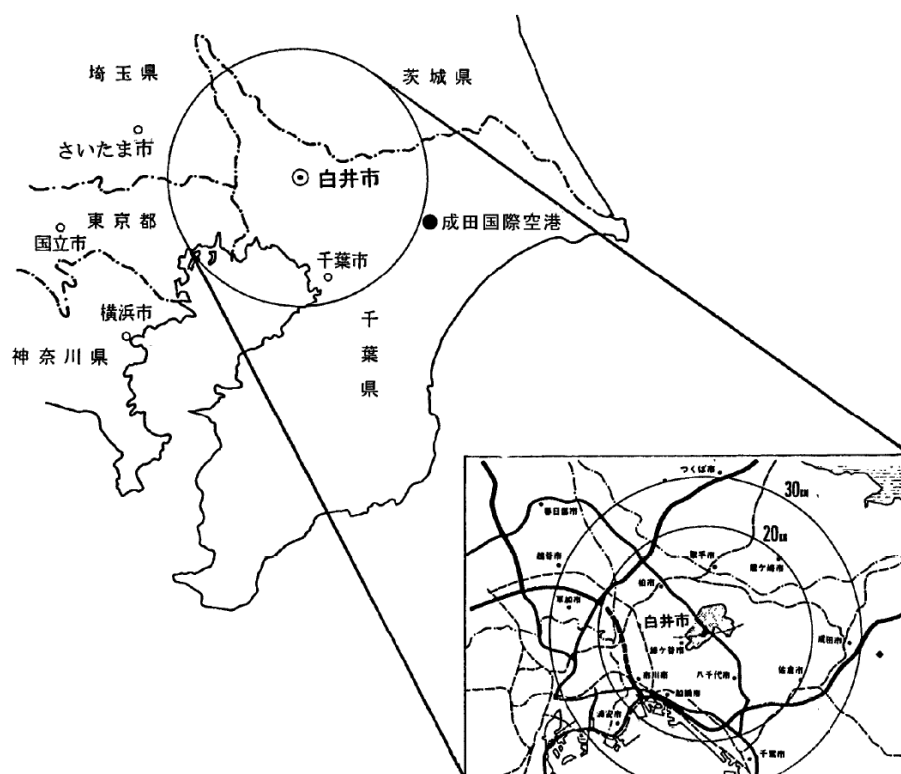
図 1.4 本計画の計画期間

第2章 白井市の概況

位置・地勢

白井市は、千葉県の北西部に位置しており、東は印西市、南は船橋市と八千代市、西は鎌ヶ谷市、北は柏市の5市に接しています。また、東京都心、県都の千葉市、成田空港のいずれにも25～30kmと好立地にあります。

市内は、神崎川、二重川及び金山落に沿って帯状に水田が広がり、北総台地には森林と畑が広がっています。



出典：「統計しろい」

図 2.1 白井市の広域的な位置

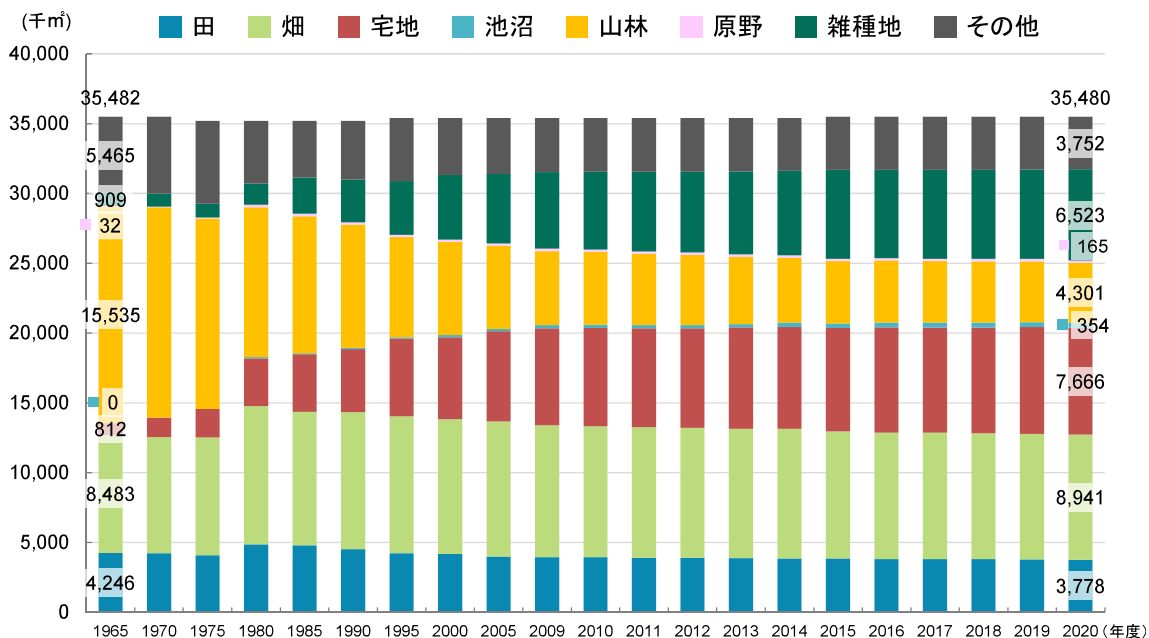
地形・地質

市内は、標高20～30mの平坦な北総台地が大部分を占めていますが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏があります。

台地の地層は、関東ローム層*という火山灰土壌で、水はけがよい地層となっています。

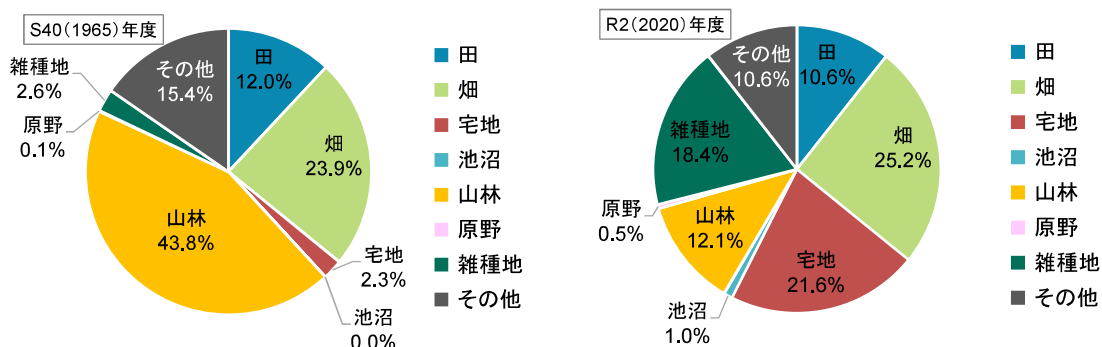
土地利用

白井市の土地利用は、山林面積が昭和50（1975）年代以降減少し、宅地面積が大きく増加しています。令和2（2020）年度の内訳をみると、畑の面積が25.2%と最も多く、次いで宅地21.6%と多くなっています。



出典：「統計しろい」

図 2.2 地目別面積の推移

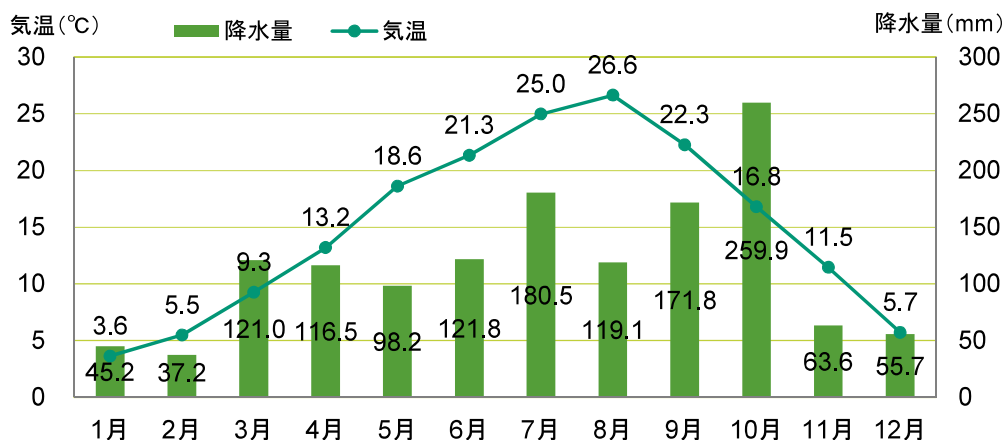


出典：「統計しろい」

図 2.3 昭和40（1965）年度と令和2（2020）年度の地目別面積比

気象

白井市は、直近5年間の月別の平均気温は、8月が26.6℃と最も高く、1月が3.6℃と最も低くなっています。降水量は10月が259.9mmと最も多く、2月が37.2mmと最も少なくなっています。



注) 1.観測地点：我孫子観測所
2.平成29 (2017) ～令和3 (2021) 年の平均値である。

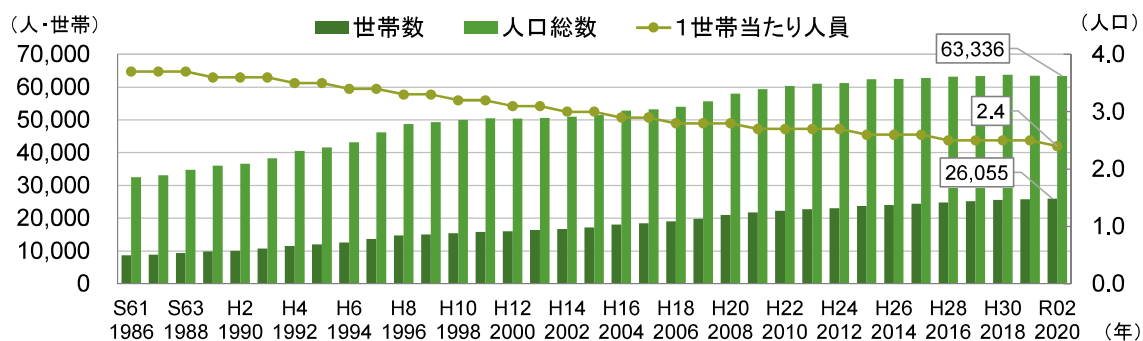
出典：気象庁「気象統計情報」

図 2.4 月別平均気温と平均降水量

人口

白井市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン及びその周辺の住宅開発により年々増加傾向にあります。令和2 (2020) 年時点の人口は63,336人、世帯数は26,055世帯となっています。

一方、世帯当たりの人員は減少傾向にあります。令和2 (2020) 年時点での1世帯当たり人員は2.4人/世帯となっています。



注) 各年3月31日時点の値

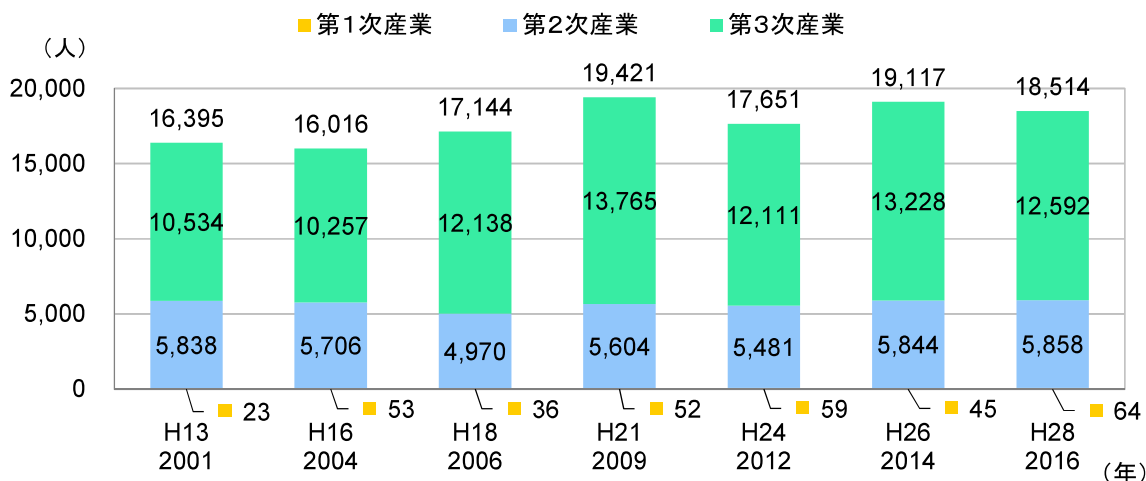
出典：「統計しろい」

図 2.5 人口・世帯数の推移

産業

白井市の就業者数の総数は、年による変動はありますが、平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。産業別にみると、第2次産業の就業者数は横ばいに推移していますが、第3次産業の就業者数は平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。

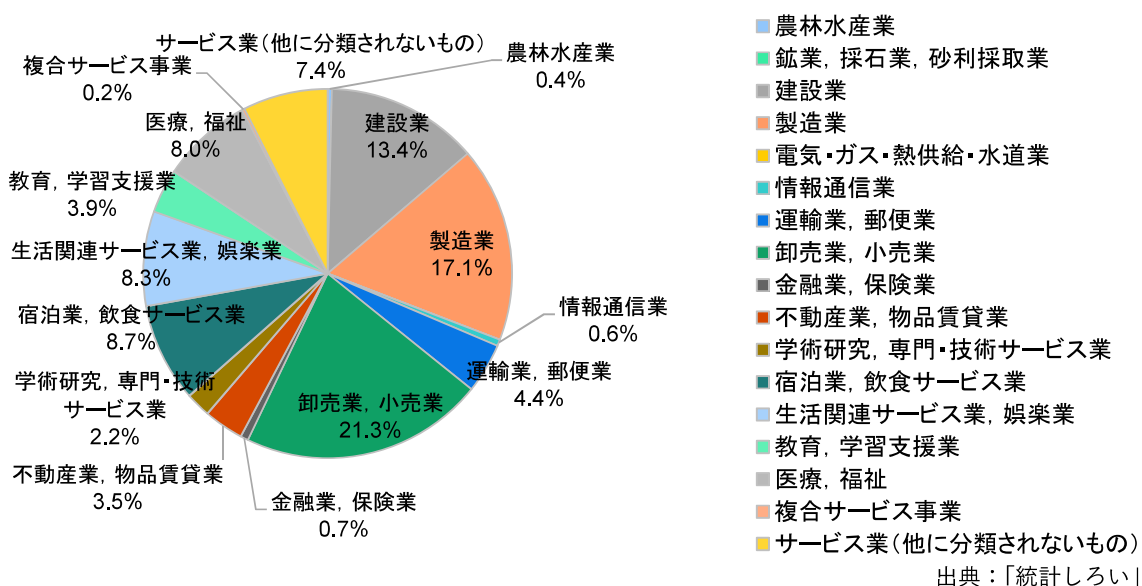
産業分類別事業所数では、「卸売・小売業」が21.3%と最も多くの割合を占めており、次いで「製造業」の17.1%となります。



注)1:平成13(2001)年、平成18(2006)年は10月1日現在、平成16(2004)年、平成28(2016)年は6月1日現在、平成24(2012)年は2月1日現在である。
 2:平成21(2009)年より事業所・企業統計調査が廃止された。
 3:平成21(2009)年、平成26(2014)年は経済センサスー基礎調査、平成24(2012)年、平成28(2016)年は経済センサスー活動調査による。
 4:平成24(2012)年、平成28(2016)年は民営事業所のみを集計である。国・地方公共団体(公務)の事業所は含まれていない。

出典：「統計しろい」

図 2.6 産業別就業者数の内訳



出典：「統計しろい」

図 2.7 産業分類別事業所数の内訳(平成28(2016)年6月1日現在)

交通

市内の幹線道路は、国道16号及び国道464号が市を東西に貫いており、県道市川・印西線（木下街道）が市を南北に貫いています。

市内の鉄道は、北総線が市の南部を東西に貫いており、東京都心、成田空港、羽田空港に直結しています。

市内の路線バスは、民間事業者により白井駅や西白井駅から南北方向や東西方向に運行しており、市が運行しているコミュニティバス*（ナッシー号）は、市内4路線を運行しています。

(1) 自動車交通

令和2年（2020）年度の市内における自動車保有台数は、合計39,395台となっており、そのうち軽自動車が11,776台と最も多くを占めています。

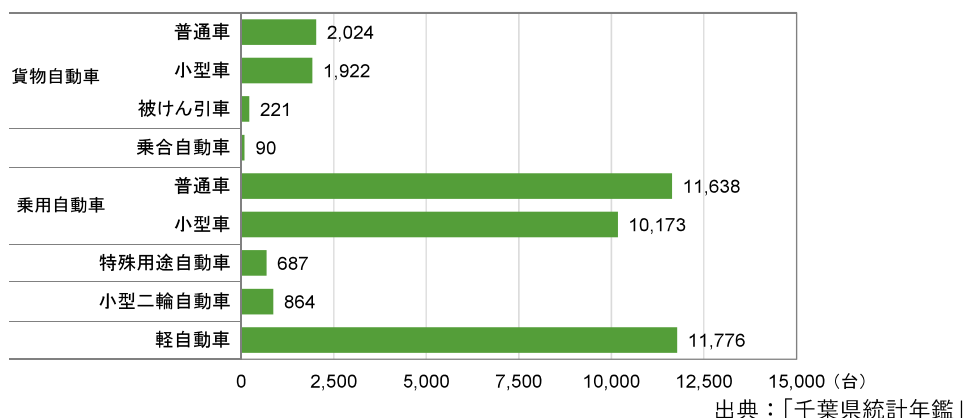


図 2.8 自動車保有台数（令和2年（2020）年3月31日）

(2) 鉄道

鉄道の利用者数は概ね横ばい傾向が続いており、平成31（2019）年度の市内駅における1日平均乗車人員は、11,198人となっています。

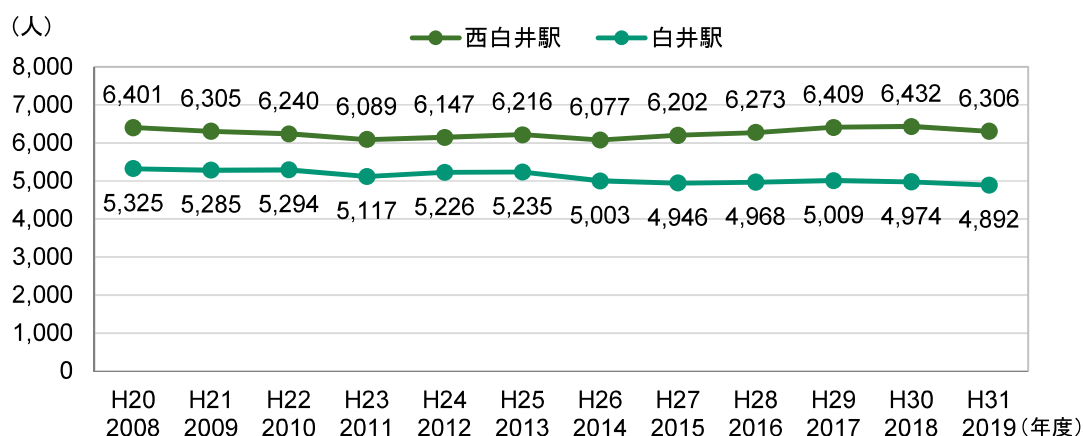
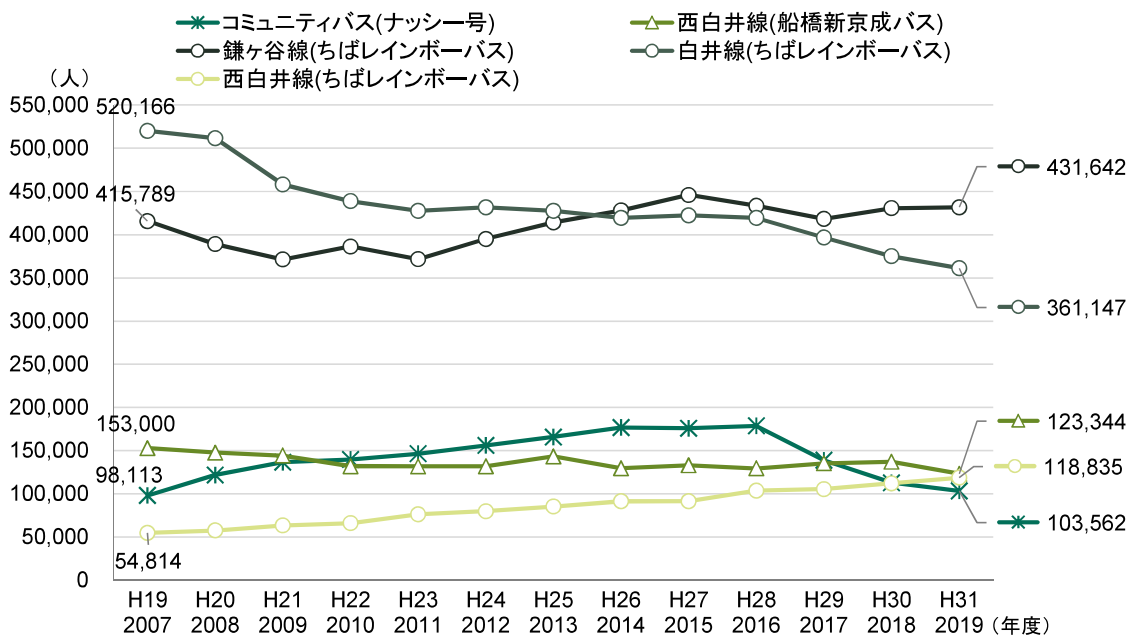


図 2.9 白井駅・西白井駅（北総線）の乗降客数の推移

(3) バス

市が運行するコミュニティバスの利用者数は、平成28（2016）年度まで増加傾向でしたが、平成29（2017）年度以降は減少傾向にあります。民営の路線バスは年による増減がありますが、鎌ヶ谷線、西白井線は増加傾向にあります。



出典：「統計しろい」

図 2.10 市内バス年間乗車人員の推移



出典：白井市HP

図 2.11 白井市コミュニティバス「ナッシー号」

第3章 白井市の環境の将来像

1. 基本理念

前計画では、白井市環境基本条例を踏まえて、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための基本理念を定めています。この基本理念は、市の環境政策の基本的な指針を示す普遍的なものであることから、本計画においても、前計画で定めた基本理念に基づいて、計画を推進していきます。

基本理念

1 健全で良好な環境を維持・継承します

私たちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるように、また、将来の世代に引き継ぐことができるよう、環境を守る努力や協力をします。

2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築します

私たちは、環境を守る活動を自主的・積極的に行い、環境への負荷の少ない持続的な発展を続けることができる社会を築きます。

3 人と自然が共生し、多様な自然環境を保全します

私たちは、自然を大切にし、多様な自然や生き物とともに生きる環境を創ります。

4 地球環境の保全をすすめます

地球環境問題は、私たち人類の課題です。私たちは、私たちの日常生活や事業活動が、地球環境に深く関わっていることを認識し、地球を守るという広い視野に立ち、地球環境の保全をすすめるため、できることから行動します。

2. 環境の将来像

本計画では、市の目指す姿を共有し、計画の着実な推進につなげていくために、基本理念を踏まえた環境の将来像を設定します。

本市には、森や河川、田畑などの豊かなみどりがあり、多くの市民がこうしたみどりを市の資源であると感じています。本計画の取組をとおして、こうした市の良好な環境を守り、未来に引き継いでいく必要があります。

一方で、前計画策定時から環境に関する世界的な動向は大きく変化しています。地球温暖化など地球規模の環境課題に対しては、市民・市民団体・事業者・行政などのあらゆる主体の行動が重要であり、本市においても具体的な対策を進めることが求められています。

本計画では、豊かなみどりを守っていくことにとどまらず、より広い視野を持ち、市民・市民団体・事業者・行政の連携・協働により計画を推進していくことで、本市が、良好な環境を未来につなぎ、人びとが住み続けられる持続可能なまちとなることを目指します。

環境の将来像

良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち

3. 基本目標

本計画では、環境の将来像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ、下記の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち

里山*環境などの豊かな自然環境を保全するとともに、生物多様性の維持に努めます。また、自然環境がもたらす恵みを活用し、自然とふれあう機会・場を創出します。

基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち

地球温暖化への具体的な対策を推進することで温室効果ガスを削減するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めます。

基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち

大気・水環境の保全などに取り組むことで、快適な生活環境を確保します。また、都市と自然の調和した白井市らしさを活かした景観づくりを進めます。

基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち

できる限りごみの発生を減らしつつ、不適正処理の防止や再生利用を促進することで、環境負荷*の少ない循環型のまちづくりを進めます。

基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち

情報発信や連携・協働の仕組みづくりを推進することで、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって、環境にやさしいライフスタイルを実践します。

図 3.1 基本目標と方向性

4. 施策展開の体系

環境の
将来像

基本目標

施策の方向

良好な環境を未来につなぐ
持続可能なまち

基本目標1

自然環境
豊かな自然と人が共生する
まち



①里山環境の保全



②生物多様性の保全



③まちのみどりの保全・創出



基本目標2

地球環境
地球温暖化対策に取り組み、
気候変動に備えるまち

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地域気候変動適応計画



①再生可能エネルギーの普及拡大



②省エネルギーの促進



③交通対策による脱炭素化の推進



④脱炭素型まちづくりの推進



⑤気候変動への適応の実践



基本目標3

生活環境
安全・安心を維持し、快適
に住み続けられるまち



①健康・快適な環境の保全



②美しいまちづくりの推進



基本目標4

資源循環
ごみを減らし、資源の循環
に取り組むまち



①ごみ減量の推進



②ごみの資源化の推進



基本目標5

環境保全
環境にやさしいライフスタイル
を広げるまち



①環境保全活動を実践する
ひとづくり



②連携・協働の仕組みづくり



③環境ビジネスの推進



※SDGs^{※1}で定められている17のゴールのうち関連性の高いゴールを表示

※1) SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標。平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、社会・経済・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている。

施策

達成目標

- (1) 森林の適切な保全の推進
- (2) 里山の活用と保全
- (3) みどりのネットワークづくり
- (4) 水辺が持つ多面的機能の活用
- (5) 農商工の連携による六次産業*化の促進
- (6) 農に親しめる環境づくり

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 鳥獣被害・外来種対策
- (1) 公園・緑地の整備
- (2) 身近なみどりの創出

指標	現状値	目標値
森のグラウンドワーク活動*の参加者数	60人 (平成31年度)	80人 (令和7年度)
耕地面積	1,040ha (令和2年度)	1,060ha (令和7年度)
自然保護活動に取り組む市民の割合	1.8% (平成31年度)	2.3% (令和7年度)
市民1人当たり公園面積	9.48m ² (令和2年度)	9.5m ² (令和7年度)

- (1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進
- (2) 脱炭素な電力利用の促進
- (1) 省エネ機器等の導入促進
- (2) 省エネ活動の普及促進

- (1) 公共交通利用の促進
- (2) 次世代自動車*の普及拡大
- (3) 自転車交通環境の整備

- (1) 脱炭素建築物の普及拡大
- (2) 公共施設等の省エネ等の推進

- (1) 風水害に強いまちづくり
- (2) 熱中症予防や感染症予防の推進
- (3) 農業・生態系*への影響の防止

指標	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量 (産業部門以外の総量)	283,737t-CO ₂ (平成25年度)	152,039t-CO ₂ (令和12年度)
市内の温室効果ガス排出量 (産業部門) ^{※2}	495,231t-CO ₂ (平成25年度)	444,521t-CO ₂ (令和12年度)
市内乗用車の登録台数に占める電気自動車、燃料電池自動車の割合	0.5% (平成31年度)	7.0% (令和12年度)
市内の再生可能エネルギー導入量	25,874kW (令和2年度)	47,003kW (令和12年度)
気候変動のリスクに備えている人の割合	73.3% (平成31年度)	90% (令和12年度)

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止
- (2) その他の公害の防止

- (1) 白井の個性を活かした良好な景観形成
- (2) まちの美化対策
- (3) 不法投棄の防止
- (4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全

指標	現状値	目標値
大気環境(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント*、ダイオキシン類)に関する環境基準の達成割合(%)	75% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
水環境(神崎川、金山落、下手賀沼)に関する環境基準の達成割合(%)	67% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
騒音(航空機騒音)に関する環境基準の達成割合(%)	100% (令和2年度)	現状維持 (令和12年度)
国・県・市指定文化財合計数	48点 (令和2年度)	48点 (令和12年度)
不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量	6.6トン (令和2年度)	現状値より減少 (令和12年度)
ごみゼロ運動の参加者数(累計)	3,887人 (平成31年度)	5,000人 (令和12年度)

- (1) リデュース*(発生抑制)の推進
- (2) リユース*(再使用)の推進

- (1) リサイクル*(再生利用)の推進

指標	現状値	目標値
家庭系一般廃棄物の一日当たり排出量	517g/人日 (令和2年度)	418g/人日 (令和12年度)
一般廃棄物の資源化率	15.6% (令和2年度)	17.8%以上 (令和12年度)

- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出
- (1) 市民・環境団体・事業者との連携
- (2) 国・千葉県・他自治体との連携
- (3) 環境団体の環境保全活動の促進

- (1) 環境ビジネスの創出支援・育成
- (2) 環境マネジメントシステム*の構築支援

指標	現状値	目標値
市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数	720人 (平成31年度)	800人 (令和12年度)
市内の環境関係活動団体数	56団体 (平成31年度)	62団体 (令和7年度)
市民団体との協働による環境保全活動数	—	30回 (令和7年度)

※2 市内の温室効果ガス排出量(産業部門)については、令和3(2021)年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の産業部門の削減目標(平成25(2013)年度比38%削減)を踏まえて、今後さらに高みを目指していきます。

第4章 将来像を実現するための取組

基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち

現状

本市には、山林、梨園などの樹園地、水路・谷津に沿った斜面林など豊かな木々のみどりが周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる里山の景観を形成しています。その中でも、湧水・湿地、草原、樹林地からなる「谷田・武西の谷津」及び樹林地、農地、谷津田等が広がる「平塚地区の里山・谷津田」は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山*」として選定されています。また、市内には、一級河川の神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川、下手賀沼（湖沼）の7河川、主要な水路の金山落があり、排水機能を担うとともに、市の水辺空間として、良好な景観形成や動植物の生息地などの多面的な機能を発揮することが期待されています。

こうした豊かな自然環境は多様な動植物の生息空間となっており、平成20（2008）年度に行われた、「白井市生物多様性調査」では、オオタカやサシバなどの希少種をはじめとする多くの種が確認されています。

市内の公園・緑地の整備箇所数は増加傾向にあり、日常生活に潤いや安らぎを与えてくれる身近なみどりは確保されてきています。

また、平成31（2019）年度に実施したアンケート調査結果では、みどりに関する満足度、生きものに関する満足度がともに高いという結果になっています。

表 4.1 市内で見られる野生動物の種

分類		確認種数
哺乳類		10 種
両生類	カエル類	7 種
	サンショウウオ類	1 種
爬虫類	ヘビ類	6 種
	トカゲ類	3 種
	カメ類	3 種
鳥類		54 種
魚類		15 種
昆虫類		2,148 種
クモ類		146 種
植物	維管束植物	614 種
	コケ類	108 種
	地衣類	69 種

出典：白井市生物多様性調査（H20）結果より作成

課題

里山環境を保全していくためには、今ある森林の適切な保全を行うとともに、減少傾向にある農地の保全をするための農家の後継者問題等を考えていかなければなりません。また、グリーンインフラ^{※4}等の新しい考え方を取り入れることで、みどりの多面的な機能を発揮させていく必要があります。また、引き続き、公園・緑地等の身近なみどりの保全・創出を進めることも重要です。

生物多様性を保全していくためには、生きものの住みかとなっている里山環境等の保全に加え、市内で確認されているカミツキガメやナガエツルノゲイトウといった特定外来生物への対策を実施していく必要があります。

施策の展開

水やみどり、多様な生き物によって創り出される豊かな自然環境は、人びとの暮らしや心の豊かさを育み、安らぎを与えてくれる大切な存在です。本市の自然環境の特徴である里山環境を保全していくとともに、豊かな自然環境の中に息づく生物多様性の保全のための取組を推進します。また、まちのみどりの保全・創出を促進することで、暮らしやすい環境を整えていきます。

これらの取組を推進し、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

■ 施策体系

施策の方向	施策
1-1 里山環境の保全	(1) 森林の適切な保全の推進
	(2) 里山の活用と保全
	(3) みどりのネットワークづくり
	(4) 水辺が持つ多面的機能の活用
	(5) 農商工の連携による六次産業化の促進
	(6) 農に親しめる環境づくり
1-2 生物多様性の保全	(1) 生物多様性の保全
	(2) 鳥獣被害・外来種対策
1-3 まちのみどりの保全・創出	(1) 公園・緑地の整備
	(2) 身近なみどりの創出

※4 グリーンインフラ：グリーンインフラは、森林や河川などの自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。国内の事例として、緑地等を活用した洪水対策などがあります。

達成目標

指標 ^{※1}	現状値	目標値
森のグラウンドワーク活動の参加者数 ^{※2}	60人 (平成31年度)	80人 (令和7年度)
耕地面積	1,040ha (令和2年度)	1,060ha (令和7年度)
自然保護活動に取り組む市民の割合	1.8% (平成31年度)	2.3% (令和7年度)
市民1人当たり公園面積	9.48m ² (令和2年度)	9.5m ² (令和7年度)

※1 令和7（2025）年度以降の目標値については、白井市第5次総合計画と目標値の整合を図っており、次期（第6次）白井市総合計画の策定時に令和12（2030）年度までの目標値を検討する予定です。なお、目標値の見直しに伴い、本計画の目標値を更新する予定です。

※2 令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年開催していたイベント等を中止したことから、現状値を平成31（2019）年度としております。

施策の方向 1-1

里山環境の保全

里山環境を持続可能なものとするためには、保全に加えて、今ある自然を活かすことが重要です。そのため、森林の適切な保全やみどりのネットワークづくりを進めるとともに、里山の活用や水辺が持つ多面的機能の活用を進めます。また、農商工の連携方法の検討や農と親しむための取組を進めます。

(1) 森林の適切な保全の推進

市の取組	主な担当課
◆ ^{※5} 森のグラウンドワーク活動の推進	【環境課】
民有林伐採の動向注視	【環境課】

(2) 里山の活用と保全

市の取組	主な担当課
里山等での自然観察会の実施	【環境課】
グリーンインフラ等のみどりの活用方法に関する情報収集	【環境課】

(3) みどりのネットワークづくり

市の取組	主な担当課
◆ 沿道みどりの推進事業	【環境課】

(4) 水辺が持つ多面的機能の活用

市の取組	主な担当課
市指定文化財等の湧水の保全活動	【環境課】
水生動植物の生息・生育するような場としてのビオトープ*整備の検討	【環境課】

※5 ◆がついている市の取組は、白井市第5次総合計画におけるまちづくりの重点戦略に位置づけられており、重点的に取り組んでいく予定の事業です。

(5) 農商工の連携による六次産業化の促進

市の取組	主な担当課
◆ 異業種・異分野交流・連携事業による農商工連携の検討	【産業振興課】

(6) 農に親しめる環境づくり

市の取組	主な担当課
◆ 耕作されなくなった農地等を活用した市民農園・体験型農園の開設支援	【産業振興課】
食育をととした白井市産農産物への理解促進	【保育課】 【健康課】

施策の方向 1-2**生物多様性の保全**

生物多様性は私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。そうした、生物多様性の重要性について、市民・事業者の理解を推進するとともに、生物多様性の保全を進めます。また、市内の鳥獣被害や特定外来生物への対策を進めます。

(1) 生物多様性の保全

市の取組	主な担当課
里山等での自然観察会の実施	【環境課】
生物多様性調査結果のホームページ等での公表	【環境課】

(2) 鳥獣被害・外来種対策

市の取組	主な担当課
特定外来生物に関する情報発信	【環境課】
特定外来生物の防除	【環境課】
農作物への鳥獣被害の把握・被害防止対策の推進	【産業振興課】

施策の方向 1-3

まちのみどりの保全・創出

まちのみどりには、ヒートアイランド*対策、景観向上、リラックス効果などの様々な効果があります。公園・緑地の整備や沿道などの身近なみどりを増やすことで、まちのみどりを創出します。

(1) 公園・緑地の整備

市の取組	主な担当課
◆ 都市公園等整備事業	【都市計画課】

(2) 身近なみどりの創出


市の取組	主な担当課
◆ 沿道みどりの推進事業	【環境課】



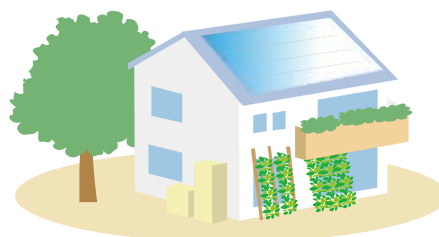

出典：白井市産業振興課

図 4.1 市民農園の様子

各主体の役割（例示）

 市民の役割

- ・水辺や里山を活用した自然観察会等のイベント参加を検討します。
- ・地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守ります。
- ・自宅等の身近なところから緑化に努めます。


 事業者の役割

- ・水辺や里山を活用した自然観察会等のイベント参加を検討します。
- ・地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・土地の開発行為の際には、可能な限りみどりの保全に努めます。



基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち

『白井市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』及び『地域気候変動適応計画』

現状

本市で消費されるエネルギー量は増加傾向にあり、平成30(2018)年度時点で、市内全体で約16,000TJ^{※6}が消費されています。

エネルギー消費量の増加に伴い、温室効果ガス排出量についても、平成25(2013)年度の約779,000t-CO₂から平成30(2018)年度の約870,000t-CO₂に増加しています。ガソリンや石油等の燃料の燃焼で排出されるエネルギー起源CO₂が全体の95%を占めています。また、部門別で見ると、産業部門による排出量が74%と最も多く、次いで運輸部門による排出量が10%と多くなっています。

平成27(2015)年度以降、再生可能エネルギーの導入件数、導入容量ともに増加傾向にあり、令和2(2020)年度時点で、導入件数は1,987件、導入容量は25,874kWとなっています。市内で導入されている再生可能エネルギーのほとんどは太陽光発電*によるものです。

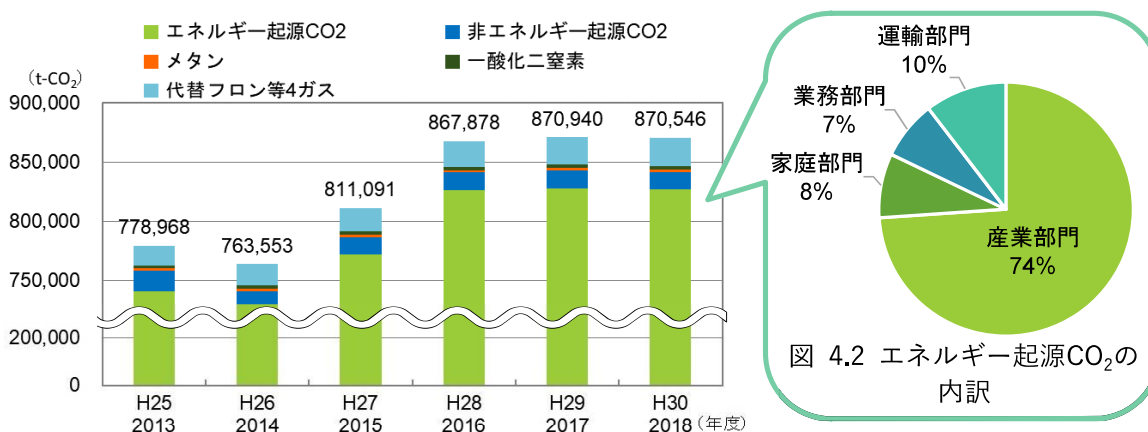
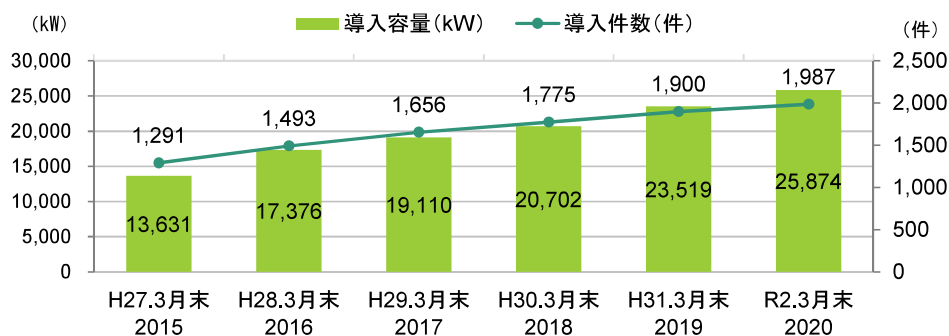


図 4.3 温室効果ガス排出量の推移



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「市町村別認定・導入量」

図 4.4 再生可能エネルギーの導入量・導入件数

※6 TJ：テラ (Tera)・ジュール (Joule) の略号です。テラは10の12乗を意味し、ジュールはエネルギー量の単位を表します。0°Cの水1Lを100°Cまで沸騰させるには418,000Jが必要です。

課題

国内外の地球温暖化対策への動向を踏まえ、温室効果ガスの削減に向けた対策を一層強化していくとともに、2050年の脱炭素（カーボンニュートラル）社会に向けた具体的な目標設定が必要とされています。本市の温室効果ガス排出量を削減するためには、地域資源である再生可能エネルギーの普及をさらに拡大するとともに、省エネルギーの推進や脱炭素なまちづくりを実現していくことが課題となっています。

また、平均気温の上昇や大規模な自然災害の発生などの地球温暖化の進行が顕在化していることから、本市として気候変動による影響に備える必要性が高まっています。

施策の展開

白井市は令和4（2022）年2月に、本計画で掲げる「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」を目指し、更に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてチャレンジしていくことを表明しました。

地球温暖化対策は、市民・市民団体・事業者・行政などの全ての主体による再生可能エネルギーの普及拡大を進めるとともに、省エネルギーを促進していく必要があります。さらに、脱炭素なまちづくりを進めるとともに、移動に伴う温室効果ガスを減らすなどの市域全体での取組を進めていきます。

また、気候変動による影響として、熱中症の増加や洪水等の自然災害リスクの上昇などが予測されることから、これらの情報を市民や事業者へ提供するとともに、洪水・浸水対策等を進めることで、気候変動への適応を実践します。

これらの取組を進めることで、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまちを目指します。

今後、2050年の脱炭素社会を実現していくために国・県が政策を強化していくことが見込まれることから、本市においても現在実施を想定している施策に加え、国・県の動向を注視しながら、整合を図った施策の展開を検討していきます。

■ 施策体系

施策の方向	施策
2-1 再生可能エネルギーの普及拡大	(1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進
	(2) 脱炭素な電力利用の促進
2-2 省エネルギーの促進	(1) 省エネ機器等の導入促進
	(2) 省エネ活動の普及促進
2-3 交通対策による脱炭素化の推進	(1) 公共交通利用の促進
	(2) 次世代自動車の普及拡大
	(3) 自転車交通環境の整備
2-4 脱炭素型まちづくりの推進	(1) 脱炭素建築物の普及拡大
	(2) 公共施設等の省エネ等の推進
2-5 気候変動への適応の実践	(1) 風水害に強いまちづくり
	(2) 熱中症予防や感染症予防の推進
	(3) 農業・生態系への影響の防止

達成目標

指標	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量 (産業部門以外の総量)	283,737t-CO ₂ (平成25年度)	152,039t-CO ₂ (令和12年度)
市内の温室効果ガス排出量 (産業部門)※	495,231t-CO ₂ (平成25年度)	444,521t-CO ₂ (令和12年度)
市内乗用車の登録台数に占める電気自動車、燃料電池自動車の割合	0.5% (平成31年度)	7.0% (令和12年度)
市内の再生可能エネルギー導入量	25,874kW (令和2年度)	47,003kW (令和12年度)
気候変動のリスクに備えている人の割合	73.3% (平成31年度)	90% (令和12年度)

※ 市内の温室効果ガス排出量(産業部門)については、令和3(2021)年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の産業部門の削減目標(平成25(2013)年度比38%削減)を踏まえて、今後さらに高みを目指していきます。

施策の方向 2-1 再生可能エネルギーの普及拡大

太陽光等からつくられた電気、熱の再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減が可能です。そのため、再生可能エネルギー機器等の導入促進を行うとともに、再生可能エネルギーからつくられた電気の利用を促進します。

(1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進

市の取組	主な担当課
太陽光・太陽熱利用設備導入の一部補助	【環境課】

(2) 脱炭素な電力利用の促進

市の取組	主な担当課
千葉県等が実施する再生可能エネルギー由来電力の共同購入事業の情報提供	【環境課】
家庭用蓄電池導入の一部補助	【環境課】



『みんなでいっしょに自然の電気』キャンペーン

東京都、埼玉県、千葉県など9都県市が連携して実施する、太陽光や風力などの「自然の電気」を利用したいと考える消費者が集まることで、電気代を節約するキャンペーンです。太陽光パネルを設置できないご家庭でも、電力契約を切り替えることで自然の電気を利用できます。



出典：「みんなでいっしょに自然の電気」リーフレット

施策の方向 2-2

省エネルギーの促進

地球温暖化対策のためには、日常生活や事業活動に伴うエネルギー使用量を削減する必要があります。そのため、省エネ機器等の導入促進や省エネ活動の普及に取り組みます。

(1) 省エネ機器等の導入促進

市の取組	主な担当課
家庭用燃料電池*システム導入の一部補助	【環境課】
事業者の省エネ機器等(高効率空調、コージェネレーションシステム*7等)導入時に活用できる国等の補助金の情報提供	【環境課】
中小企業の省エネ機器等導入時の資金融資・融資金の利子補給	【産業振興課】
農業生産技術・経営改善支援事業	【産業振興課】

(2) 省エネ活動の普及促進

市の取組	主な担当課
市民・事業者への省エネ行動の啓発	【環境課】
市職員の省エネ行動の実践	【環境課】
農業・農村交流事業による地産地消の推進	【産業振興課】

施策の方向 2-3

交通対策による脱炭素化の推進

脱炭素社会を目指すうえで、移動に伴う温室効果ガスを削減していく必要があります。公共交通の利用促進や自転車交通環境の整備による自家用車・社用車以外での移動を促進します。また、次世代自動車の普及拡大により、自動車移動に伴う温室効果ガスの削減を図ります。

(1) 公共交通利用の促進

市の取組	主な担当課
公共交通利用の啓発	【環境課】
市職員の公共交通利用の実践	【環境課】

(2) 次世代自動車の普及拡大

市の取組	主な担当課
国・県等の導入支援情報の発信	【環境課】
公用車への次世代自動車の導入の検討	【関係課】

(3) 自転車交通環境の整備

*7 コージェネレーションシステム：コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油等を燃料として、エンジンやタービンを回して発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、エネルギー効率の高い燃料の利用が可能です。

市の取組	主な担当課
市道維持修繕による自転車利用環境の改善	【道路課】
市道新設改良による自転車利用環境の整備	【道路課】

施策の方向 2-4 脱炭素型まちづくりの推進

効率的・効果的な地球温暖化対策のためには、まち全体で取組を進めることが重要です。脱炭素建築物の普及や公共施設等の脱炭素化に取り組むことによる、地球温暖化対策を進めます。

(1) 脱炭素建築物等の普及拡大

市の取組	主な担当課
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の情報、国・県の補助等の情報発信	【環境課】 【建築宅地課】 【都市計画課】
家の断熱改修への一部補助	【環境課】

(2) 公共施設等の省エネ等の推進

市の取組	主な担当課
公共施設のZEB ^{※8} 化検討	【公共施設マネジメント課】 【教育総務課】 【文化センター】



家庭における省エネ行動で節約と温室効果ガスの削減を！

家庭において毎日使用している家電や機器もエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出しています。一人ひとりが問題意識を持って省エネ行動を実践することで、節約になるだけでなく、市全体で、たくさんの温室効果ガスを削減することができます。ぜひ自分でできる省エネ行動に取り組んでみてください。

●電球をLEDランプに取り替える

年間電気省エネ量	90.00 kWh
年間節約金額	約2,430 円
CO ₂ 削減量	43.9 kg

54W の白熱電球から9W の電球形LEDランプに交換した場合

●シャワーは不必要に流したままにしない

年間ガス省エネ量	12.78 m ³
年間節約金額	約3,210 円
CO ₂ 削減量	28.7 kg

45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合

出典：「省エネポータルサイト」（資源エネルギー庁）より作成

※8 ZEB (net Zero Energy Building)：断熱対策や省エネルギー機器の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、使用したエネルギーの量とエネルギーをつくる量が正味ゼロ又はほとんどゼロとなる建築物のことです。

施策の方向 2-5

気候変動への適応の実践

気候変動の影響は、猛暑日の増加や集中豪雨等の極端な気象現象等の様々なところに既に現れています。そこで、自然災害対策、暑さ対策、農業・林業への影響対策等の適応を進めていきます。また、市民や事業者等に対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防等の身の回りのできる対策等の情報を発信します。

(1) 風水害に強いまちづくり

市の取組	主な担当課
公共下水道区域の雨水排水施設整備事業による浸水対策	【上下水道課】
水路改修による円滑な排水機能の確保	【道路課】
大雨等による災害リスクの周知	【危機管理課】
まちづくり協議会をとおした災害対策に関する啓発活動	【市民活動支援課】

(2) 熱中症予防や感染症予防の推進

市の取組	主な担当課
熱中症警戒アラート*・防災無線での呼びかけによる熱中症予防	【健康課】
健康教室やホームページ等での熱中症対策の情報発信	【健康課】
地球温暖化に伴う蚊媒介感染症等の予防	【健康課】

(3) 農業・生態系への影響の防止

市の取組	主な担当課
地球温暖化に伴う生態系への影響に関する情報収集・発信	【環境課】



コラム

地球温暖化の影響と対策

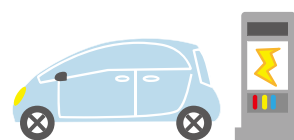
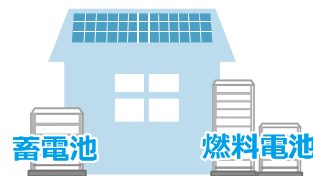
地球温暖化による影響として、気温上昇や降水量の増加が挙げられます。環境省では、複数のシナリオに基づいて将来の影響を予測しています。予測によると千葉県での2100年頃の気温は1°C～6°C程度の上昇が見込まれており、降水量は1.0倍～1.1倍程度の増加が見込まれています。

地球温暖化への対策として、「緩和策」と「適応策」の2つの対策を実施していく必要があります。「緩和策」とは、地球温暖化そのものを抑えることを目的に、温室効果ガスの排出を減少させる対策のことです。「適応策」とは、気温上昇に伴う熱中症のリスク増加や降水量増加による土砂災害のリスク増加に備えるために実施する対策のことです。地球温暖化への対策を考えるうえでは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や将来避けることのできない影響への「適応策」を実施していくことが重要です。

各主体の役割（例示）

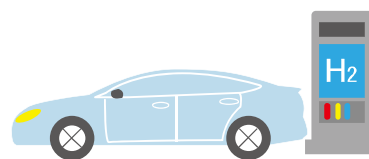
市民の役割

- ・家電を買い替えるときは省エネ性能の高い機器の導入を検討します。
- ・空調の温度調整や公共交通の利用等の日常生活でできることから省エネ行動に努めます。
- ・再生可能エネルギーの利用方式（発電、熱利用等）や種類（太陽光、水力、風力、バイオマス等）について理解を深めます。
- ・太陽光発電・太陽熱給湯機器や蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム等）、高効率給湯器（エコジョーズ・エコキュート等）*の住宅等への導入を検討します。
- ・電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ・自家用車購入の際には、電気自動車、燃料電池自動車等の環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ・長期優良住宅建築物*等の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は熱中症に注意します。
- ・日頃から食料品の備蓄をしたり、非常時に持ち出すものを整理して災害に備えます。



事業者の役割

- ・LED照明や高効率空調設備*、コージェネレーションシステム設備等の導入を検討して、事業所の省エネを進めます。
- ・クールビズやウォームビズなど日常業務における省エネ行動に努めます。
- ・周囲の自然や景観、住環境等に配慮したうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置を検討します。
- ・電力・ガス小売自由化について正しく理解し、環境への配慮として、再生可能エネルギーを利用した電力やカーボン・オフセット**されたガスの選択に努めます。
- ・営業車等購入の際には、電気自動車、燃料電池自動車等の環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ・建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は従業員へ周知し、熱中症に注意します。
- ・事業所の洪水や土砂災害によるリスクを把握します。



※9 カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること（家庭や自社以外での植樹や省エネ機器への投資）等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方です。

基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち

現状

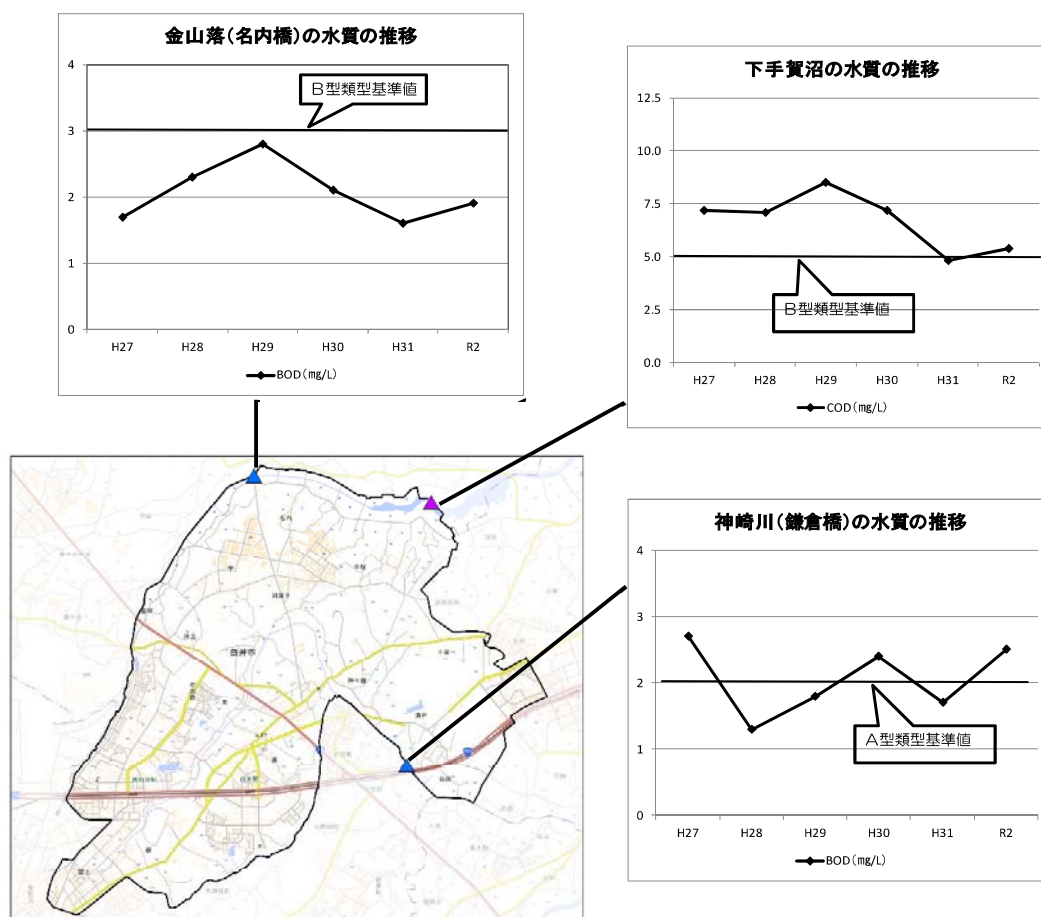
本市の生活環境に係る環境基準のうち、代表的なものとして、大気質、水質、騒音に関する基準があります。

大気質については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、平成23（2011）年度以降、基準値以下となっています。一方で、光化学オキシダントの環境基準を超えた日数は、年による増減はあるものの、毎年60日以上となっています。

水質については、河川のBOD^{※10}は神崎川で年によっては基準値を超えていることがあります。また、平成23（2011）年度以降、下手賀沼のCOD^{※11}は平成31（2019）年度を除いて環境基準を上回った値となっています。

航空機騒音については、令和2（2020）年度の環境基準値を下回っています。

その他、市に寄せられた公害については、日常生活に密接に関係したものが多く、令和2（2020）年度には83件の意見がありました。

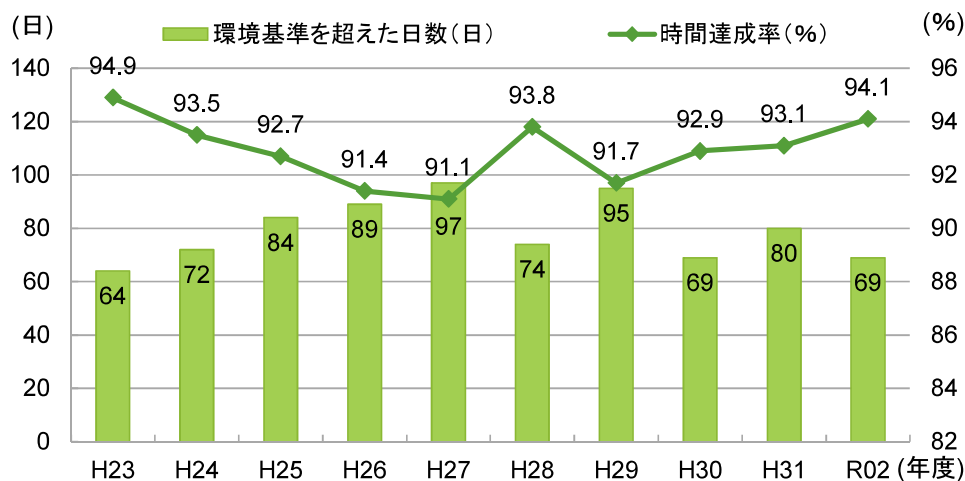


出典：「白井市環境白書」

図 4.5 主な水質測定地点の位置及び水質の経年変化

※10 BOD：BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。

※11 COD：COD（化学的酸素要求量）とは、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素量です。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。



出典：千葉県「令和2年度大気環境常時測定結果」

図 4.6 光化学オキシダントの環境基準に関する経年変化

課題

環境基準を達成している項目については、引き続き基準達成の取組を進めていくことが重要です。一方で、環境基準を達成していない光化学オキシダントや下手賀沼のCODについては、環境基準達成のための取組を進めることが課題です。また、不法投棄や野焼きといったその他の公害についても、市民からの意見に対応するとともに啓発や見回りといった発生抑制に取り組む必要があります。

また、良好な景観や歴史的・文化的環境といった市民の愛着がわく環境づくりを図ることで、本市が住み続けられるまちとすることも重要です。

施策の展開

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止等の生活環境に係る対策を引き続き進めることで、健康・快適な環境の保全を図ります。また、まちの美化や不法投棄の防止などの取組とともに良好な景観形成を図ることで、美しいまちづくりを推進します。

これらの取組を進めることで、安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまちを目指します。

■ 施策体系

施策の方向	施策
3-1 健康・快適な環境の保全	(1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止
	(2) その他の公害の防止
3-2 美しいまちづくりの推進	(1) 白井の個性を活かした良好な景観形成
	(2) まちの美化対策
	(3) 不法投棄の防止
	(4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全

達成目標

指標	現状値	目標値
大気環境(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類)に関する環境基準の達成割合(%)	75% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
水環境(神崎川、金山落、下手賀沼)に関する環境基準の達成割合(%)	67% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
騒音(航空機騒音)に関する環境基準の達成割合(%)	100% (令和2年度)	現状維持 (令和12年度)
国・県・市指定文化財合計数	48点 (令和2年度)	48点 (令和12年度)
不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量	6.6トン (令和2年度)	現状値より減少 (令和12年度)
ごみゼロ運動の参加者数(累計) [※]	3,887人 (平成31年度)	5,000人 (令和12年度)

※令和2(2020)年度のごみゼロ運動は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止したことから、現状値を平成31(2019)年度としております。

施策の方向 3-1

健康・快適な環境の保全

健康・快適な環境を維持するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止や悪臭、野焼き等のその他の公害防止のための取組を進めます。

(1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止

市の取組	主な担当課
污水排水施設維持事業	【上下水道課】
市道維持修繕による自転車利用環境の改善	【道路課】
市道新設改良による自転車利用環境の整備	【道路課】
合併処理浄化槽*等設置促進事業	【環境課】
水質調査・地下水汚染対策事業	【環境課】
大気質・水質・騒音等の環境の公表	【環境課】

(2) その他の公害の防止

市の取組	主な担当課
市民から寄せられた公害苦情の対応	【関係課】
市民から寄せられた公害苦情の公表	【環境課】
野焼きの発生抑制のための啓発・発見時の警察等との連携による対応	【環境課】

施策の方向 3-2 美しいまちづくりの推進

駅周辺等の整備時の景観への配慮やまちの美化に取り組むことで、美しいまちづくりを推進します。

(1) 白井の個性を活かした良好な景観形成

市の取組	主な担当課
良好な景観計画の検討	【都市計画課】
◆ 沿道みどりの推進事業	【環境課】

(2) まちの美化対策

市の取組	主な担当課
ごみゼロ運動の実施	【環境課】
市民団体等が実施する清掃活動の支援	【環境課】
放置自転車対策事業	【都市計画課】


(3) 不法投棄の防止

市の取組	主な担当課
監視パトロールや監視カメラによる不法投棄防止のための監視	【環境課】
不法投棄防止看板設置等による不法投棄防止のための啓発	【環境課】


(4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全

市の取組	主な担当課
各種文化財調査・成果の発信	【生涯学習課】
市内の文化財保護事業	【生涯学習課】
市内の文化財周知事業	【生涯学習課】
埋蔵文化財や文化財に関する情報の記録・保護	【生涯学習課】
市史編さんのための情報収集	【生涯学習課】

各主体の役割（例示）

 市民の役割

- ・家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- ・家の庭等でごみを焼却しません。
- ・環境にやさしい石鹼・洗剤の使用に努めます。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に処理します。
- ・ごみゼロ運動などの清掃活動への参加を検討します。
- ・自宅周辺の道路などの定期的な清掃、除草に努めます。
- ・自転車を駅周辺等に放置しません。
- ・空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てはしません。


 事業者の役割

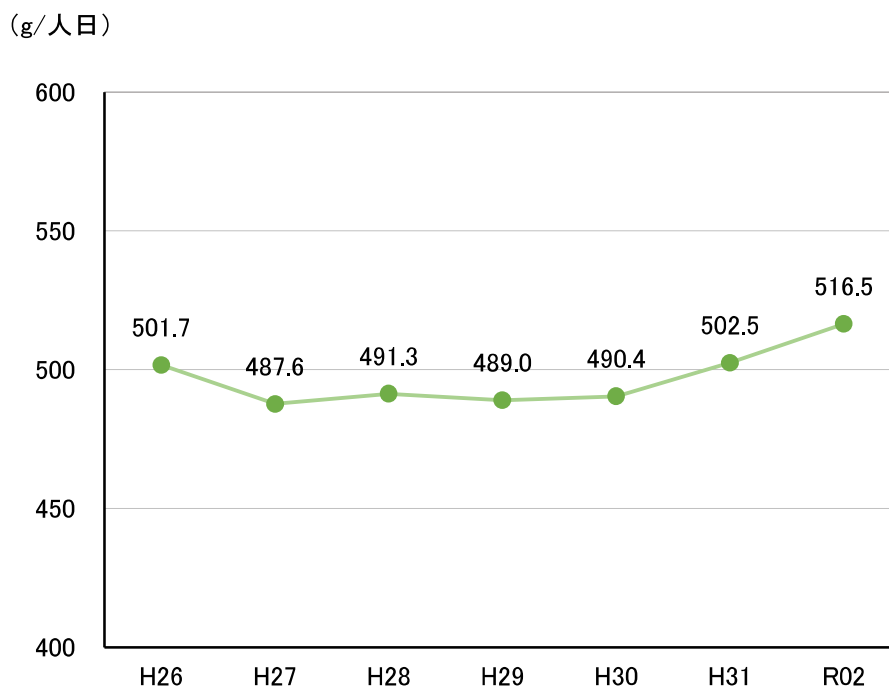
- ・工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさないようにします。
- ・事業所の敷地等でごみを焼却しません。
- ・事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理を徹底します。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に処理します。
- ・夜間の照明利用時には、周辺に配慮します。
- ・事業所周辺の道路などの定期的な清掃、除草に努めます。



基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち

現状

市内の廃棄物は、印西地区環境整備事業組合の「印西クリーンセンター」で中間処理（焼却、破碎）のうえ、「印西地区一般廃棄物最終処分場」において最終処分（埋立て）しています。本市では、資源回収運動などの取組を通して、資源物の集団回収に努めており、令和2（2020）年度は384tの回収実績となっています。こうした資源化や啓発の取り組みにより、本市における家庭系一般廃棄物の排出量は平成20（2008）年度から平成29（2017）年度にかけて概ね順調に減少傾向を維持していましたが、平成30（2018）年度からは増加傾向に転じており、令和2（2020）年度時点での1人1日当たりのごみ排出量は516.5g/人・日となっています。また、事業系一般廃棄物についても平成31（2019）年度から増加傾向に転じており、令和2（2020）年度時点で5,095tとなっています。



出典：「白井市環境白書」

図 4.7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（排出原単位）の推移

課題

今後も継続して、ごみの発生抑制や再使用、分別・資源回収による再資源化を定着させていくことにより、ごみの減量を推進する必要があります。また、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）等の問題や河川等を通じてプラスチックが海にたどり着くことによる海洋汚染*（海洋プラスチック*問題）といったごみに関する新たな問題への対応を検討していく必要があります。

施策の展開

ごみを減らし、資源の循環を図っていくためには、これまでの「使い捨ての社会」から、Reduce（リデュース＝ごみを出さない）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用、再資源化）の3Rの考え方を基本とした「循環型社会」への転換が強く求められており、市民・事業者・行政がともに取組を進めていくことが重要です。

ごみの減量化や資源化については、印西地区ごみ処理基本計画との整合を図りつつ、市民や事業者とともに3Rの一層の推進を図られるよう、分別に取り組みやすい環境を整えるとともに、食品ロスや海洋プラスチック問題なども含めた普及啓発を推進します。

■ 施策体系

施策の方向	施策
4-1 ごみ減量の推進	(1) リデュース（発生抑制）の推進
	(2) リユース（再使用）の推進
4-2 ごみの再資源化の推進	(1) リサイクル（再生利用）の推進

達成目標

指標	現状値	目標値
家庭系一般廃棄物の一日当たり排出量	517g/人日 (令和2年度)	418g/人日 (令和12年度)
一般廃棄物のリサイクル率	15.6% (令和2年度)	17.8%以上 (令和12年度)

施策の方向 4-1

ごみ減量の推進

ごみの減量は、資源を無駄にしないだけでなく、温室効果ガスの削減やごみ処理に係る費用の削減に効果があります。本市では、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を推進することで、ごみ減量を進めます。

(1) リデュース(発生抑制)の推進

市の取組	主な担当課
ごみ処理容器等の購入費助成	【環境課】
食品ロスや海洋プラスチックなどの削減に向けた啓発等の実施	【環境課】
ごみ減量化のための家庭系ごみ有料化の検討	【環境課】

(2) リユース(再使用)の推進

市の取組	主な担当課
リユースの促進と関連情報の収集・発信	【環境課】

施策の方向 4-2

ごみの資源化の推進

リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に取り組んでも発生するごみについては、適切に分別し、リサイクル（再生利用）することで、資源として有効活用することができます。ごみ分別に関する啓発や資源回収運動等に取り組むことで、ごみの資源化を推進します。

(1) リサイクル(再生利用)の推進

市の取組	主な担当課
ごみ分別講座等の開設	【環境課】
資源回収団体及び有価物回収業者への奨励金の公付	【環境課】
拠点回収（廃油、小型家電、雑紙）の実施	【環境課】
プラスチック使用製品の廃棄物の分別収集等の検討	【環境課】



ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」で分別方法を確認しよう！

本市では平成28（2016）年6月から、ごみの収集日や出し方などをお知らせするアプリを無料で配信しています。

ごみの出し方や、収集日のアラーム機能はもちろん、施設見学会のお知らせや楽しいクイズも配信していますので、ぜひ一度ご利用下さい。


【主な機能】

- 50音別分け方ガイド
 - ・ごみの出し方を50音別に掲載しています。
 - ・特定のごみを、検索して調べることもできます。
- 収集日カレンダー
 - ・地域に合った収集日を、カレンダー形式で確認できます。
 - ・収集日をアラームでお知らせしてくれるので、出し忘れが防げます。
- 画像付きお役立ち情報
 - ・スプレー缶を回収できる「透明袋」とは、どれくらい透明ならいいのか？資源物の「汚れ」は、どれくらい落とせばいいのか？など、文章だけでは分かりにくいごみの出し方を、画像付きで解説しています。




アプリトップ画面

各主体の役割（例示）

 市民の役割

- ・生ごみの水切りに努めます。
- ・資源物の分別徹底に努めます。
- ・マイバッグ・マイボトルなどの使用や詰め替え用品などの購入を心がけます。
- ・物や食材などの購入を必要最小限にし、食品ロスの削減に努めます。
- ・リサイクルショップなどを活用し、不要となった物のリユース（再使用）に努めます。
- ・災害時は、市からの情報を収集してごみの適正排出に努めます。


 事業者の役割

- ・法律を遵守し、ごみは適正に排出します。
- ・ごみの減量、リサイクル、省資源対策の推進に努めます。
- ・繰り返し使える容器などの利用や優先した販売、簡易包装に努めます。
- ・小盛りメニューや小分け販売、量り売りなどにより食品ロスの削減に努めます。
- ・食品廃棄物の減量、資源化に努めます。
- ・災害時は、市からの情報を収集してごみの適正排出に努めます。



基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち

現状

本市では、多くの人が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する契機となることを目的に、毎年「白井環境フォーラム」を開催しています。さらに、市民団体との協働により、里山学校、夏休み子ども環境学習、川の学校などの環境学習の機会を提供しています。

また、身近なみどりを育てることで地域や沿道を美しくする「沿道みどりの推進事業」参加団体への助成などの市民・市民団体・事業者・行政での協働による環境保全活動を実施しています。

表 4.2 環境学習等の機会の提供

活動等の名称と概要	
<p>○里山学校 NPO法人谷田武西の原っぱと森の会との共催。年に5回程度開催。</p> 	<p>○川の学校 神崎川を守るしろい八幡溜の会との共催。年に3回程度観察会やごみ拾い等を実施。</p> 
<p>○夏休み子ども環境学習 白井環境ネットワークの会との共催で夏休みを利用し見学や体験学習を実施。</p> 	<p>○白井環境フォーラム（体験活動） 市民団体や事業者、行政が連携協力して環境保全活動を実施していくきっかけとすることを目的に「白井環境フォーラム」を実施。</p> 

出典：「白井市環境課Facebook」

課題

アンケート結果では、環境保全活動やイベントへの参加割合が高くないことから、参加しやすいイベント等を実施していくとともに、これまで環境問題に興味を持っていない人に向けたアプローチも必要です。また、新型コロナウイルス感染症の予防等の観点から新たなライフスタイルに応じたイベントを考えていかなければいけません。

また、世代交代の時期が来ている環境保全団体の活動を存続させる連携・協働方法を考えるとともに、本市の発展のためには、環境問題をビジネスチャンスに変えていくことも重要です。

施策の展開

市民・市民団体・事業者・行政などの各主体が自分事として、環境保全活動を実践するひとつづくりや環境保全活動を促進するための連携・協働の仕組みづくりを進めます。また、環境問題を解決することが新たなビジネスの推進につながるような取組を支援します。

これらの取組を進めることで、環境にやさしいライフスタイルを広げるまちを目指します。

■ 施策体系

施策の方向	施策
5-1 環境保全活動を実践するひとつづくり	(1) 環境教育・環境学習の推進
	(2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出
	(3) 環境情報の収集・発信
5-2 連携・協働の仕組みづくり	(1) 市民・環境団体・事業者との連携
	(2) 国・千葉県・他自治体との連携
	(3) 環境団体の環境保全活動の促進
5-3 環境ビジネスの推進	(1) 環境ビジネスの創出支援・育成
	(2) 環境マネジメントシステムの構築支援

達成目標

指標	現状値	目標値
市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数 ^{※1}	720人 (平成31年度)	800人 (令和12年度)
市内の環境関係活動団体数 ^{※2}	56団体 (平成31年度)	62団体 (令和7年度)
市民団体との協働による環境保全活動数	—	30回 (令和7年度)

※1令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年開催していたイベント等を中止したことから、現状値を平成31（2019）年度としております。

※2令和7（2025）年度以降の目標値については、白井市第5次総合計画と目標値の整合を図っており、次期（第6次）白井市総合計画の策定時に令和12（2030）年度までの目標値を検討する予定です。なお、目標値の見直しに伴い、本計画の目標値を更新する予定です。

施策の方向 5-1 環境保全活動を実践するひとづくり

将来にわたり環境保全活動を推進していくためには、担い手となる人を育てることが重要です。そのため、環境に関する情報収集・発信や環境教育・環境学習を推進するとともに、環境活動のリーダーとなる人の育成・活動の場を創出します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

市の取組	主な担当課
白井市民大学校等による環境学習講座の開催	【生涯学習課】 【教育支援課】 【環境課】
地域の人材を活かした環境教育の実施	【教育支援課】
プラネタリウムを活用した環境教育の実施	【文化センター】

(2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出

市の取組	主な担当課
◆ 森のグラウンドワーク活動の推進	【環境課】
白井環境フォーラムの開催	【環境課】

(3) 環境情報の収集・発信

市の取組	主な担当課
◆ 地域資源発信のためのフォトプロジェクト事業	【秘書課】
白井環境フォーラム等での情報発信	【環境課】
環境白書の発行	【環境課】

施策の方向 5-2 連携・協働の仕組みづくり

効果的・効率的に環境への取組を進めるためには、連携・協働の仕組みが鍵となります。市民・環境団体・事業者との連携や国・県・他自治体との連携方法を検討します。また、現在活動している環境団体等の活動の支援を行います。

(1) 市民・環境団体・事業者との連携

市の取組	主な担当課
しろい市民まちづくりサポートセンターを介した市民団体との連携	【市民活動支援課】 【環境課】
官民協働による市内のイベント情報の集約・発信	【秘書課】

(2) 国・千葉県・他自治体との連携

市の取組	主な担当課
国・千葉県・他自治体の環境に関する情報収集	【環境課】
国・千葉県・他自治体との連携方法の検討	【環境課】

(3) 環境団体の環境保全活動の促進

市の取組	主な担当課
市民団体の公益活動に要する費用の一部補助	【市民活動支援課】
市民・市民団体が行うイベント等に係る情報の情報発信ツールを活用した周知	【秘書課】
◆ 沿道みどりの推進事業	【環境課】

施策の方向 5-3**環境ビジネスの推進**

環境問題の解決を図るにあたっては、事業者のビジネスといった視点での取組も重要となります。そのため、本市での環境ビジネスの創出支援や環境マネジメントシステムの構築支援を行います。

(1) 環境ビジネスの創出支援・育成

市の取組	主な担当課
◆ 異業種・異分野交流・連携事業による農商工連携の検討	【産業振興課】

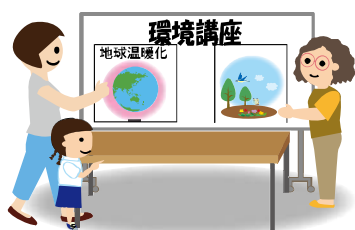
(2) 環境マネジメントシステムの構築支援

市の取組	主な担当課
エコアクション21*等の認証に向けた事業者への啓発・情報発信	【環境課】

各主体の役割（例示）

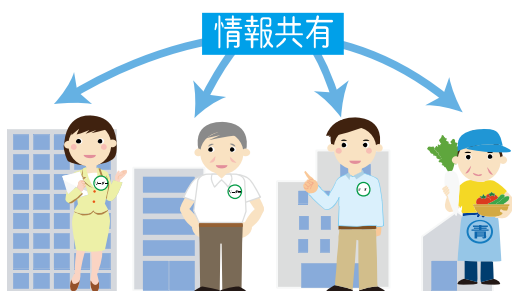
市民の役割

- ・子どもと一緒に地域の環境活動やイベント等への参加を検討します。
- ・環境学習講座へ参加して、環境問題等の理解を深めます。
- ・家族や身近な人と環境に関する話題の共有に努めます。
- ・市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ・市のホームページやSNSをとおして環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・地球温暖化等の環境問題が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えます。



事業者の役割

- ・市・市民団体と協働した環境に関するイベント等への参加を検討します。
- ・市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ・市のホームページやSNSをとおして環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・地球温暖化等の環境問題が事業に与える影響を理解し、事業者間での共有に努めます。



第5章 推進体制・進行管理

1. 推進体制

市の取組については、財政状況を勘案しつつ各事業を展開していくこととしますが、本計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民・市民団体・事業者・行政が相互に連携・協働することにより取組を進めます。

また、関係各部局より各種事業の進捗状況や指標の推移などを収集・把握し、その結果を環境白書やホームページをとおして公表します。なお、各種取組については、「白井環境フォーラム」などを通じた各主体間の相互交流や情報交換を深めます。

本計画に基づく市の施策の進捗状況や指標の達成状況などの報告を受け、その内容を点検・評価するとともに、環境保全に関する事項について、必要に応じて意見等を述べる場としての環境審議会を運用します。

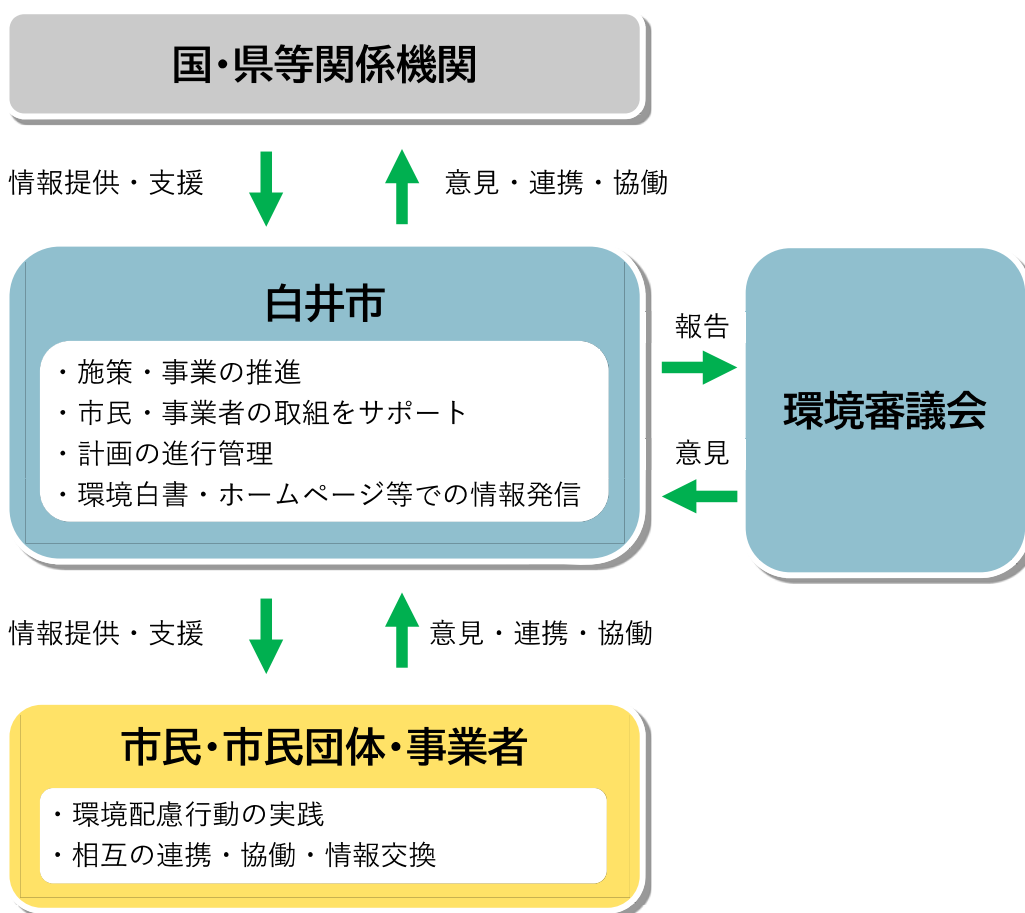


図 5.1 計画の推進体制

2. 進行管理

本計画の推進においては、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間のPDCAに加え、②環境審議会をととした毎年度の事業の進行管理に係る点検・評価を行うことによる多層的なPDCAサイクルを運用します。①については、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

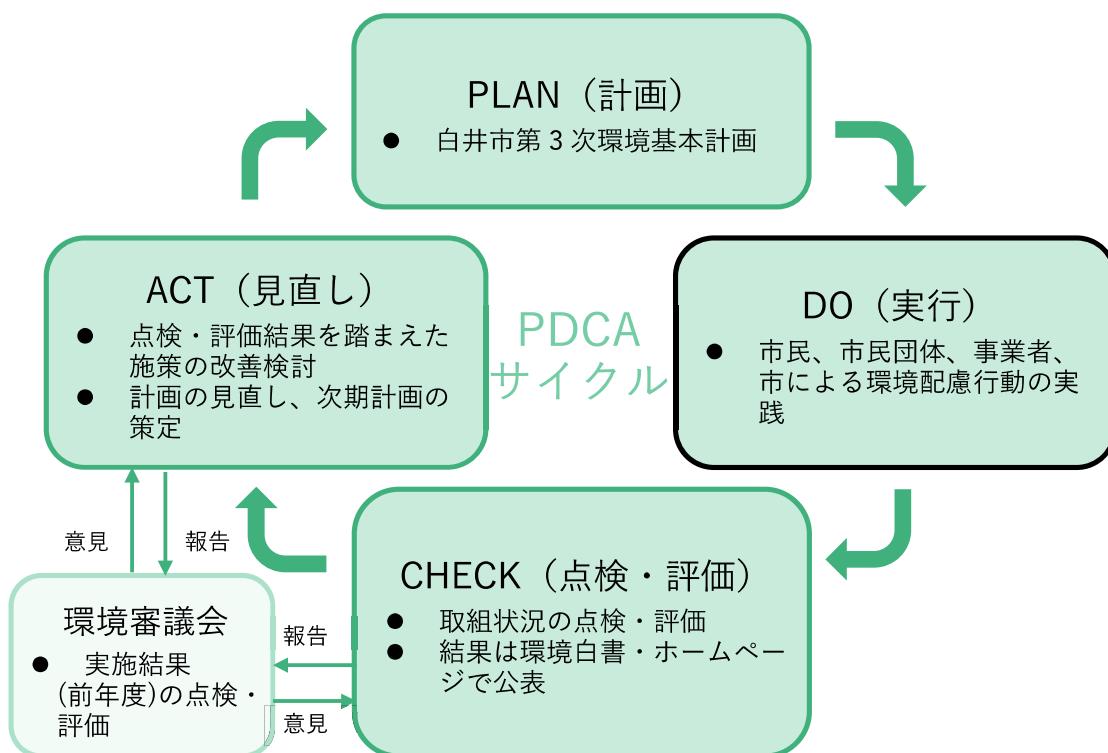


図 5.2 PDCAサイクルによる計画推進

第6章 資料編

1. 関連例規等

(1) 白井市環境基本条例

平成12年6月30日条例第32号

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第9条—第21条)

第3章 環境の保全の推進体制等(第22条・第23条)

第4章 環境審議会(第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外

の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的に発展することができる社会が築き上げられるように行われなければならない。

3 環境の保全は、大気、水、土壌等が良好な状態に保持され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関して、地域の条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関して、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、市民意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ自ら適正に調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が、廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように製品の開発その他の必要な措置を講ずること。

(3) 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、事業活動に関して、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全に関心を持ち必要な知識を得ることにより、自ら環境の保全について理解を深めるように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(パートナーシップの形成等)

第7条 市、事業者及び市民は、健全で恵み豊かな環境の保全を推進するため、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 市、事業者及び市民は、前項に定めるパートナーシップに基づき行われる環境の保全に関する活動に参加し、及び協働するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等
(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ白井市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における行為であって、保護することが必要な野生生物、地形又は地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境の保全を推進するため、事業者、市民及び他の地方公共団体と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することを目的とする施策が、適正な経済的負担を求める措置を必要と認めるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、排水処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備、公園その他の公共的施設の整備その他の環境の保全に関する事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用に自ら努めるとともに、事業者及び市民においても利用が促進されるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、適切な調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努め、及び提供するものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況の把握その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために

必要な監視、測定及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 市は、関係行政機関と協力して公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の適切な処理(公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づく公害紛争処理制度の適切な運用を含む。)に努めるものとする。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の相談に応ずるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その日常活動及び事業活動が地球環境の保全に密接な関係にあることを認識し、市の施策に協力するとともに自ら地域における地球環境の保全に資する活動に努めるものとする。

第3章 環境の保全の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互が連携し、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市が実施する環境の保全に関する事業を事業者及び市民の協力により効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の市町村との協力)

第23条 市は、環境の保全を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、白井市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 環境の保全に関する施策の実施及び民間団体等の意見の措置の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認められる事項

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。

5 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 環境問題に関し学識経験を有する者 5人以内
- (2) 市内事業者 2人以内
- (3) 市民 5人以内
- (4) 市内団体の代表者 3人以内

7 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白井町環境審議会条例の廃止)

2 白井町環境審議会条例(平成6年条例第18号)は、廃止する。